

保険福祉部

福祉政策課

- (1) 地域福祉の増進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 生活困窮者の自立支援に関すること。
- (3) 成年後見制度に関すること。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護に関すること。
- (5) シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- (6) 総合福祉センター及び老人福祉センターに関すること。
- (7) 社会福祉協議会及び社会福祉団体（他の所掌に属するものを除く。）との連絡調整に関すること。
- (8) 民生委員及び児童委員との連絡調整に関すること。
- (9) コミュニティソーシャルワーカーとの連絡調整に関すること。
- (10) 老人集会所に関すること。
- (11) 福祉健康農園に関すること。
- (12) 福祉バスに関すること。
- (13) 福祉基金に関すること。
- (14) 保険福祉部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、保険福祉部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

高齢介護課

長寿推進係

- (1) 高齢者福祉の増進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 地域包括支援センターに関すること。
- (3) 地域支援事業（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 高齢者の介護予防に関すること。
- (5) 高齢者の権利擁護に関すること。
- (6) 老人福祉法に基づく措置等に関すること。
- (7) 敬老に関する意識の普及及び啓発に関すること。
- (8) 高齢介護課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

介護認定係

- (1) 被保険者の要介護認定及び要支援認定等に関すること。
- (2) 介護認定訪問調査及び主治医意見書に関すること。
- (3) 介護認定等に関する相談及び苦情に関すること。
- (4) 介護認定審査会に関すること。

給付保険料係

- (1) 介護に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 介護保険の給付に関すること。
- (3) 介護報酬及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払に関すること。
- (4) 第1号被保険者介護保険料（以下「介護保険料」という。）の賦課及び減免に関すること。
- (5) 介護保険料の徴収及び滞納処分に関すること。
- (6) 介護保険料の欠損処分に関すること。
- (7) 介護保険料の督促に関すること。
- (8) 介護保険料の過誤納金の還付に関すること。
- (9) 被保険者の資格管理に関すること。

障がい福祉課

- (1) 障がい者福祉の増進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 障がい福祉サービスに関すること。
- (3) 障がい児通所支援の支給決定に関すること。
- (4) 重度障がい者の医療費の助成に関すること。
- (5) 身体障害者手帳に関すること。
- (6) 療育手帳に関すること。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (8) 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること。
- (9) 障害者介護給付費等認定審査会に関すること。

- (10) 障がい者団体との連絡調整に関する事。
- (11) 障がい者の権利擁護に関する事。

生活福祉課

- (1) 生活保護に関する事。
- (2) 行旅病人及び行旅死人に関する事。
- (3) 中国残留邦人等の生活支援に関する事。

保険年金課

給付係

- (1) 国民健康保険に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (3) 国民健康保険の資格の得喪に関する事。
- (4) 被保険者証の発行及び返還に関する事。
- (5) 国民健康保険の給付に関する事。
- (6) 診療報酬の審査及び支払に関する事。
- (7) 保険年金課に置く係の所掌事務に関する調整に関する事。

保険料係

- (1) 国民健康保険料の賦課、収納及び減免に関する事。
- (2) 国民健康保険料の督促に関する事。
- (3) 国民健康保険料の過誤納金の還付に関する事。
- (4) 国民健康保険料の欠損処分に関する事。
- (5) 国民健康保険に係る徴収金の嘱託及び受託に関する事。

国民年金係

- (1) 国民年金の給付に関する事。
- (2) 国民年金の資格の得喪に関する事。
- (3) 国民年金保険料の免除に関する事。

後期高齢者医療係

- (1) 大阪府後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (2) 後期高齢者医療に関すること。

広域事業者指導課

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく家庭的保育事業等の認可並びに家庭的保育事業等を行う者に対する指導及び監督に関すること。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人に係る定款等の認可並びに社会福祉法人に対する指導及び監督に関すること。
- (3) 社会福祉法に基づく社会福祉連携推進法人の認定並びに社会福祉連携推進法人に対する指導及び監督に関すること。
- (4) 指定地域密着型介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定、指導及び監督に関すること。
- (5) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（以下この規則において「府条例」という。）第2条第2項に掲げる事務のうち、児童福祉施設及び認可外保育施設に係る事務に関すること。
- (6) 府条例第6条第1項に掲げる事務のうち、老人デイサービスセンター等に係る事務に関すること。
- (7) 府条例第6条第2項に掲げる事務のうち、特別養護老人ホーム（定員29人以下のものに限る。）に係る事務に関すること。
- (8) 府条例第6条第3項に掲げる事務のうち、有料老人ホームに係る事務に関すること。
- (9) 府条例第9条第2項に掲げる事務のうち、指定居宅サービス事業者に係る事務に関すること。
- (10) 府条例第10条に掲げる事務のうち、指定障がい福祉サービス事業者に係る事務に関すること。